全　　員　　協　　議　　会

令和８年７月３日（金）
　　時　　分～　　時　　分
（本会議終了後）
全　員　協　議　会　室

〔出席議員〕
　　澁谷議長、笹田副議長
　　西田一平議員、今田議員、岡山議員、遠藤議員、花田議員、戸津川議員、村木議員、
　　森谷議員、大谷議員、沖田議員、足立議員、川上議員、柳楽議員、串﨑議員、
　　小川議員、岡本議員、芦谷議員、佐々木議員、西田清久議員、川神議員
〔執行部〕
　　三浦市長、江角副市長、久佐教育長、井上市民生活部長
〔事務局〕
　　下間局長、濱見次長、森井書記

議　題

1　執行部報告事項
　⑴　「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」（市民生活部）の制定について
　⑵　その他

2　行政視察レポートについて
　⑴　産業建設委員会

3　議員選出監査委員からの報告について（令和７年度定期監査報告）

4　陳情審査結果について

5　ぎかいポストに寄せられた意見等への回答について

6　地域井戸端会における回答等について

7　その他
　⑴　自由討議について
　⑵　議案における各自の表決結果の記載について
　⑶　政務活動費に係る収支報告書の提出について（令和８年４月～6月分）
　　【提出期限：7月22日(水) 午後2時】
　⑷　その他

令和８年７月３日
議会全員協議会
市民生活部　環境課

「浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン」の制定について

１　ガイドラインの趣旨

再エネ発電事業の事業認可については、国の法令に基づき決定されるもので、自治体の条例等で規制しても事業計画を止めることは難しい現状がある。

しかしながら、法令に定めのない部分を補完し、自治体独自の取決めを定めること、より一層の安全安心な開発行為や管理運営を促すこと、地域貢献、地元との協定書の締結を求めることなどは可能である。

このような浜田市の考え方や判断基準を市民や事業者に早急に示し、太陽光発電事業と地域との調和を図るためにガイドラインを制定する。(R8.7.1 施行)

その後、地域と調和した再エネ発電事業を実現するための条例化を目指す。

＜参考＞　メガソーラー発電事業の手続き

⑴　発電事業（事業認可）

電気事業法・再エネ特措法　⇒　住民説明会　⇒　経済産業省への届出・認可

⑵　開発行為（施設工事）

農地法・森林法・盛土規制法等　⇒　申請・審査　⇒　各許認可権者（県・市）

⑶　環境アセスメント（環境影響）

影響調査⇒　住民意見・市長意見⇒　県知事意見⇒　環境大臣意見⇒　経産大臣

市のガイドライン

２　ガイドラインの主な内容

⑴　適正な施設整備・管理運営、地域の安全安心と不安解消
⑵　地元への貢献、地域経済への裨益、エネルギーの地産地消
⑶　市への事前協議
⑷　地域住民や配慮施設に事前説明
⑸　地域住民と協定書の締結
⑹　抑制区域の設定
⑺　施設名称に親会社名を冠する、連絡先の看板設置
⑻　事業変更・終了・譲渡時などの事前説明
⑼　廃棄費用の計画的な確保
⑽　市への適合申請（審査・通知）、審査基準 26 項目
⑾　市からの助言・提案、現地調査
⑿　審査結果の公表、国・県への報告

３　浜田市の特色ある規定

⑴　第２条第２項：蓄電所を加えた。（大型案件が複数予想される）

⑵　第２条第６項：事業規模を分け地域住民の範囲を細分化。（中規模を 50 kW以上 2,000 kW未満で 300ｍとし、大規模を特別高圧 2,000 kW以上環境アセス規模未満で 600ｍとした。）

⑶　第３条：適用範囲を電力出力 10 kW以上としたが、適用除外を屋根置き型・営農型太陽光、系統接続しない蓄電池、公共事業とした。

⑷　第５、６条：事業者の責務に地元貢献を加え、土地所有者の責務に事業者と同等の責務を明示した。

⑸　第７条：抑制区域に地域性を加えた。（弥栄町の保護林、市文化財区域、市景観計画重点地区、西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、棚田百選、上水道の水源に係る取水地点から１㎞周辺域）

⑹　第 10 条：要配慮施設への説明（学校、福祉施設、病院、境内建物）

⑺　第 11、12、13 条：地元への貢献、地域経済の循環、エネルギーの地産地消に資する事業内容とした。

⑻　第 14 条：地域住民等との協定書の締結を求めた。

⑼　第 15 条：施設名に親会社名を日本語で入れる。（資本支配関係にある会社名）

⑽　第 17 条：50 kW以上事業の定期報告を求めた。（維持管理・運営・積立状況）

⑾　第 18、19 条：地位の継承や事業終了のときは、６月以上前に住民と市長に説明する。

⑿　第 22 条：市長に適合申請書を提出する。（適合基準 26 項目の審査）

⒀　別表：26 項目（森林 3,000 ㎡以上伐採しない、雨水流出係数は１以上で想定、住宅から 50ｍ離隔、騒音 40 dB・振動 55 dB以下、低周波電磁波 200 マイクロテスラ以下、連絡先明記した看板設置など）で厳しい適合基準を設けた。

⒁　第 22、25 条：適合審査結果を公表し、国・県に報告することができる。

⒂　第 22 条、附則：環境アセスで市長意見が求められたときは適合申請を求める。

４　条例化へのスケジュール（R8～R9）

内容＼月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
議　会				意見聴取 →				意見聴取 →				議会提案
住　民			意見聴取 →			パブコメ →						
審議会、本部会				幹事会	本部会			環境審議会		幹事会	本部会	
庁内調整		法令協議			法令協議				法令協議	法令審査会 →		
課内作業	素案作成 →			草案作成 →			パブコメ回答 →	原案作成 →		条例案 →	施行規則 →	手引書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン

（目的）

第 1 条　このガイドラインは、浜田市の地球温暖化対策の推進、エネルギーの地産地消及び地域経済の循環を図るとともに、本市における太陽光発電事業や蓄電所運用事業に関し、国や島根県の各種法令や環境指針などに定めるもののほか、その事業を行う者が自然環境の保全や地域住民の安心安全に対して配慮すべき内容や調整すべき項目の目安を定めることにより、事業を行う者による適正な施設整備及び管理運営を促し地域との調和を図ることを目的とします。

（定義）

第 2 条　このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　太陽光発電事業　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち太陽光をエネルギー源とする発電設備を設置し発電する事業

⑵　蓄電所運用事業　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）第 1 条第 19 号に規定する電力貯蔵装置を用いて電力系統に接続し電力の貯蔵や供給を行う事業

⑶　事業者　太陽光発電設備又は蓄電所を設置する者、その設備を管理運営して事業を行う者、及びこれらの者との契約により事業の施工を請け負う全ての者

⑷　事業区域　事業の用に供する一団の土地（事業に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域

⑸　土地所有者等　土地所有者、占有者及び管理者

⑹　地域住民等　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）を根拠とする「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（以下「説明会ガイドライン」という。）に基づき設定した次に掲げる者

ア　次に掲げる事業規模の区分に応じ、事業区域の土地境界線からの水平距離が当該各号に定める範囲内の区域（以下「近隣区域」という。）に存する土地若しくは建物の所有者、占有者又は管理者

（ア）　小規模　事業による発電出力 50 kW未満の太陽光発電設備又は蓄電所については 100m

（イ）　中規模　事業による高圧電力である発電出力 50 kW以上 2,000 kW未満（次号に定める事業に該当するものを除く。）の太陽光発電設備又は蓄電所については 300m

（ウ）　大規模　事業による特別高圧電力である発電出力 2,000 kW以上（次号に定める事業に該当するものを除く。）の太陽光発電設備又は蓄電所については 600m

（エ）　環境アセス規模　事業による発電のうち環境影響評価法（平成 9 年法律第

81 号）（以下「環境アセス」という。）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する事業並びに島根県環境影響評価条例（平成 11 年条例第 34 号）（以下「県環境アセス」という。）第 2 条第 2 項に該当する太陽光発電設備については 1 ㎞

イ　近隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、事業の実施に伴い生活環境に多大な影響を受けると市長が認める者

（適用範囲）

第 3 条　このガイドラインは、電力出力の合計（事業者及び当該事業者と実質的に同一と認められる事業者が複数の事業区域に発電・蓄電施設（以下「事業施設」という。）を設置する場合及び実質的に一体と認められる事業区域に複数の事業施設を設置する場合は、これらの事業施設の出力の合計（以下「総発電出力」という。）が 10 ㎾以上の発電設備若しくは蓄電所の新設、増設又は設備更新について適用します。ただし、次に掲げる場合を除きます。

⑴　建築物及び営農地へ設置する太陽光発電事業

⑵　電力系統に接続しない蓄電池事業

⑶　国及び地方公共団体が行う事業

（市の責務）

第 4 条　市は、第 1 条の目的を達成するため、このガイドラインの適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとします。

（事業者の責務）

第 5 条　事業者は、関係法令及びこのガイドライン並びに環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」、経済産業省の「電気設備に関する技術基準を定める省令」、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令」、資源ネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」、「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」、「廃棄等費用積立ガイドライン」を遵守するとともに、自然環境、生活環境、景観その他の地域環境に十分配慮し、災害発生を抑制し、地域住民等との良好な関係の保持に努めてください。

2　事業者は、前項に定めるほか、地域住民等への地元貢献及び本市の地域経済循環への寄与並びにエネルギーの地産地消に努めてください。

（土地所有者等の責務）

第 6 条　事業区域の土地所有者等は、適正な土地の管理に努め、事業者の開発行為に係る土地所有者責任を自覚し、事業者とともに事業終了後の原状回復に努めてください。

（抑制区域）

第 7 条　市長は、特に配慮が必要と認められる次に掲げる区域を、事業の実施を抑制す

べき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができます。

⑴　保安林及び保護林の区域（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）及び保護林設定管理要領（平成 27 年林野庁長官通知第 49 号）で指定された森林）

⑵　砂防指定地（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）で指定された土地）

⑶　地すべり防止区域（地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）で指定された区域）

⑷　急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）により指定された区域）

⑸　土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）で指定された区域）

⑹　河川区域、河川保全区域及び河川予定地（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）で指定された区域）

⑺　国や県、市が指定する文化財の存する区域（文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、島根県文化財保護条例（昭和 30 年条例第 6 号）及び浜田市文化財保護条例（平成 17 年条例第 114 号）で指定された文化財が存する区域）

⑻　景観計画重点地区（浜田市景観条例（平成 28 年条例第 47 号）で指定された区域）

⑼　市内にある国や県が指定する自然公園及び日本の棚田百選の区域（西中国山地国定公園、浜田海岸県立自然公園、三隅海岸自然環境保全地域、三隅町室谷の棚田、旭町都川の棚田）

⑽　上水道の水源に係る取水地点（島根県知事に提出した浜田市上水道事業認可書に記載した取水地点）から 1 ㎞周辺域

⑾　その他市長が特別に適当でないと認めた区域

2　事業者は、事業計画を検討する際、事業区域に抑制区域を含まないよう努めてください。

3　事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条第 1 項に規定する協議を行う前に当該抑制区域を所管する関係機関と必要な協議を行い許可、認可その他これらに類する処分（以下「許認可等」という。）を得ることができます。

4　市長は、前項で事業者が許認可等を得られる場合は、その区域を抑制区域から除外することができます。

（事前協議）

第 8 条　事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、事業の概要を示した計画書（以下「事業計画書」という。）を用いて市長と協議してください。

2　事業者は、事業計画書に次に掲げる書類を添えて協議してください。

⑴　事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等）

⑵　事業施設の概要（仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等）

⑶　事業区域の位置図（施設配置図等）

⑷　近隣区域の範囲が分かる図面

⑸　現況写真と事業運用開始予想図（モンタージュを含む）

⑹　維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む）
⑺　資金計画書（撤去費用積立計画書を含む）
⑻　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3　市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し必要な提案又は助言することができます。

（地域住民等への説明）

第 9 条　事業者は、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、「説明会ガイドライン」に従い地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告してください。ただし、発電出力が 10 kW以上 50 kW未満でありかつ第 7 条の抑制区域に該当しない場合で、事業区域から 100m以内の自治会長が説明会を実施する必要がないと認めたときは、文書の交付その他の方法による周知をもって説明会の実施に代えることができます。

2　事業者は、前項の規定による説明会又は文書の交付その他の方法による周知（以下「説明会等」という。）の実施における地域住民等からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業計画に対する理解を得ることに努めてください。

3　事業者は、質問等が特に多い場合や後日に回答をする場合など必要があるときは、再度説明会を開催して、質問回答書を作成し配布するとともに、その内容を口頭で説明する方法により直接回答してください。また、地域住民等から再度説明を求められたときは、地域住民等との間で再度の話し合いの機会を設けてください。

（要配慮施設への説明）

第 10 条　事業者は、近隣区域に次に掲げる施設（以下「要配慮施設」という。）があるときは、第 22 条第 1 項の規定による適合申請書を提出する前に、要配慮施設を管理する者に対して説明を行い、その結果を市長に報告してください。

⑴　学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）で規定する学校）
⑵　児童福祉施設及び障害児通所支援事業を行う事業所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）で規定する施設）
⑶　障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う事業所及び地域活動支援センター（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）で規定する施設）
⑷　病院、診療所及び助産所（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）で規定する施設）
⑸　老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）で規定する施設）
⑹　介護老人保健施設及び介護医療院（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）で規定する施設）
⑺　境内建物（宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）で規定する施設）

2　事業者は、説明の実施における要配慮施設を管理する者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業に対する理解を得ることに努めてください。

（地元貢献）

第 11 条　事業者は、本市で実施する事業による事業収益の一部を事業期間中に継続的に還元するなど、地域住民等や地元自治会等に裨益する地元貢献策を検討し、実効性のある事業計画にしてください。

（地域経済の循環）

第 12 条　事業者は、本市で実施する事業により、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用など、本市の地域経済の循環に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

（エネルギーの地産地消）

第 13 条　事業者は、本市で実施する事業により確保した電気の一部を市民及び市内の電力需要家が消費・活用できるようにするなど、電気の地産地消に寄与する仕組みを検討し、実効性のある事業計画にしてください。

（協定の締結）

第 14 条　事業者は、地域住民等と生活環境の保全に関する内容及び地元貢献策についての協定を締結するよう努めてください。

2　　市長は、前項の協定の締結において、その内容について事業者並びに地域住民等に対し必要な助言をすることができます。

3　　事業者は、第 1 項の協定を締結したときは、当該協定書の写しを市長に提出してください。

（施設名称）

第 15 条　事業者は、当市における事業施設の名称を定めるときは、資本又は実質的に支配関係にある親会社等の名称を入れ、事業者自体を特定できる名称を日本語表記で付してください。

（維持管理）

第 16 条　事業者が事業施設を維持管理するときは、災害の防止及び自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じないよう、事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持管理してください。

2　　事業者は、事故又は災害により事業区域の周辺地域において自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全に支障が生じたとき、又は支障が生じるおそれがあるときは、直ちに状況の確認及び被害の発生防止又は拡大防止のために必要な措置を行い、速やかに市長に報告するとともに、地域住民等に説明してください。

3　　事業者は、事業を終了するまでの間、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、事業施設の維持管理及び解体、その解体により生ずる廃棄物の撤去その他の処

理に要する費用を確保してください。

4　事業者は、事業施設の事故又は災害に対する措置に充てる費用について、損害保険に加入してください。

5　事業者は、事業施設の常時監視のための体制及び異常発生時の緊急対応のための体制を構築してください。

6　事業者は、苦情若しくは紛争が生じたとき、又は事故や災害等が発生したときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決するとともに、再発防止のための措置を講じてください。

（定期報告）

第 17 条　事業者は、事業施設（発電出力 50 ㎾未満を除く。）の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項を市長に報告してください。

⑴　前年度の事業区域及び事業施設の維持管理状況

⑵　前年度の事業に係る運営状況

⑶　前条第 3 項に規定する費用の確保状況

2　前項の規定による報告は、事業が終了した後、事業施設の撤去及び廃棄が完了するまで行ってください。

（地位の継承）

第 18 条　事業者が本市における事業の全部を譲渡するなど事業支配親会社が変わった時、又は事業者について相続、合併若しくは分割（当該事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、当該事業の全部を譲り受けた支配親会社又は相続人（相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により事業を継続すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該事業の全部を承継した法人（この条において「譲受者等」という。）は、事業者の地位を承継するものとします。

2　事業者は、事業の全部を譲渡し、又は合併若しくは分割によりその地位を承継させようとするときは、その地位を承継させる 6 月以上前に、市長に届け出てください。

3　事業の相続人は、相続によりその地位を承継した日から 14 日以内に、市長に報告してください。

4　譲受者等となる者（相続によりその地位を承継する者を除く。以下同じ。）は、第 2 項の規定による事業者の届出後、譲受者等となる前に、地域住民等に対し地位の承継に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。

5　譲受者等となる者は、近隣区域に要配慮施設があるときは、譲受者等となる前に、要配慮施設の管理者に対し地位の承継に関する説明を行い、その結果を市長に報告してください。

6　譲受者等となる者は、前 2 項の説明会等の実施における地域住民等又は要配慮施設の管理者からの質問に対しては誠実に回答するとともに、事業者の地位を承継する事業に関する理解を得ることに努めてください。

7　譲受者等は、事業者が第 14 条の規定による協定を締結していた場合は、当該協定の効力を承継するものとし、譲受者等の名で改めて協定を締結してください。

（事業の終了）

第 19 条　事業者は、事業を終了し、事業施設を撤去しようとするときは、事業を終了する 6 月以上前に、市長に届け出てください。

2　事業者が前項の届出をするときは、第 16 条第 3 項に規定する費用の積立状況の報告及び事業施設の撤去・廃棄に係る計画書を併せて提出してください。

3　事業者は、第 1 項の届出後、事業を終了する前に、地域住民等に事業の終了に関する説明会等を実施し、その結果を市長に報告してください。

4　事業者は、事業を終了したときは、事業区域の原状回復に努め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき適切に処理するとともに、事業施設の撤去・廃棄及び原状回復が完了したときは、速やかにその旨を市長に報告してください。

5　市長は、前項の規定による報告があったときは、市長が指定する職員に現地確認を行わせます。

（立入調査）

第 20 条　市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、市長が指定する職員に事業者の事業所若しくは事業区域に立ち入り、その業務の状況若しくは事業施設、その他の区域を調査させ、又は関係者に質問させることができます。ただし、事業区域に立ち入る場合は事業者又は所有者の許可を得ることとします。

（提案及び助言）

第 21 条　市長は、このガイドラインの施行に必要があると認めるときは、関係者に対し必要な措置を講ずるよう提案又は助言することができます。

（事業計画の適合申請）

第 22 条　事業者は、事業計画がこのガイドラインに適合していることを示すため、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書(様式第 1 号、以下「申請書」という。）を第 8 条の事前協議後で着工日の概ね 6 月前の日以前までに市長に提出してください。ただし、環境アセス規模の事業の場合は、計画段階環境配慮書の縦覧の終了日までに市長に提出してください。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、その適否を浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書（様式第 2 号、以下「通知書」という。）により相手方に通知するとともに、その旨を公表することができます。

3　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る事業計画の内容が別表の事業規模別の適合を求める項目と照合し、その全ての項目に適合した場合に限

り適合すると認めます。

4　環境アセス規模の事業について県知事から市長意見が求められたときは、通知書の内容を県知事に提出する市長意見の参考にします。

（事業計画の変更）

第 23 条　事業者は、前条の申請書を提出した後に事業計画の内容を変更するときは、市長と協議するとともに市長が必要と認めたときは、申請書を再度提出してください。

2　市長は、前項の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を再度審査し、その適否を通知書により相手方に通知します。

（適合通知書の変更・取消）

第 24 条　市長は、次のいずれかに該当するときは、通知書の内容を変更あるいは取り消すことができます。

⑴　申請書の内容に偽りや誤りがあったとき及び第 22 条第 3 項の規定による判断に誤りがあったとき。

⑵　申請書を提出した後に事業計画を変更し、その内容を市長に協議しなかったとき。

（関係機関への報告）

第 25 条　市長は、第 22 条第 2 項の規定による通知を行ったときは、当該通知の事実及び内容を国及び島根県へ報告することができます。

（その他）

第 26 条　このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めます。

附則

（施行期日）

1　このガイドラインは、令和 8 年 7 月 1 日から施行します。

（経過措置）

2　このガイドラインは、施行の日以後に初回の説明会等が行われる施設の新設、増設又は設備更新に係る事業について適用します。

3　このガイドラインの施行の日前に初回の説明会等を終えた事業については、事業者が任意で申請書を提出することができます。

4　過去に申請書を提出していない事業について県知事から環境アセスメントに係る市長意見を求められたときは、事業者に申請書の提出を求めます。

様式第１号

令和　　年　　月　　日

浜田市長　様

申請者　住所

氏名（代表者）　　㊞

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第 22 条に基づき、下記事業について適合申請します。

なお、ガイドライン第 22 項第 2 項の規定により、その通知内容を公表することがあることに同意します。

記

1	事業の名称	
2	事業者	
3	親会社又は主な株主	
4	事業着工予定日	
5	事業内容と規模	
6	事業区域面積	
7	担当部署	
8	担当者氏名	
9	連絡先	TEL　　E-mail
10	関係書類	1　事業者の概要（会社概要、事業実績、資本関係等） 2　事業施設の概要（目的、仕様、規模、運用計画、整備スケジュール等） 3　事業区域の位置図（施設配置図等） 4　近隣区域の範囲が分かる図面 5　現況写真と事業運用開始予想図（モンタージュを含む） 6　維持管理に係る計画書（緊急対応体制を含む） 7　資金計画（撤去費用積立計画書を含む） 8　住民説明会資料（要配慮施設を含む説明会資料、議事録） 9　その他市長が必要と認める書類

（裏面あり）

様式第１号

【記入の仕方】下記表の各適合項目に適合する場合は、申請する事業規模に応じて表の□欄に☑をしてください。

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

適合を求める項目と内容		適用事業規模			
１．基本的事項について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	□	□	□	□
(2)	住民説明	□	□	□	□
(3)	配慮施設	□	□	□	□
(4)	特措法等	□	□	□	□
(5)	暴対法	□	□	□	□
２．防災安全対策について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	□	□	□	□
(7)	異常気象		□	□	□
(8)	形質変更		□	□	□
(9)	緊急体制		□	□	□
３．自然環境との共生について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	□	□	□	□
(11)	森林・植物		□	□	□
(12)	生態系		□	□	□
(13)	水質・排水		□	□	□
４．生活環境の保全について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	□	□	□	□
(15)	廃棄物	□	□	□	□
(16)	騒音・振動		□	□	□
(17)	低周波電磁波		□	□	□
５．事業の管理運営について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	□	□	□	□
(19)	親会社	□	□	□	□
(20)	表示と連絡先	□	□	□	□
(21)	事業変更		□	□	□
(22)	積立金		□	□	□
(23)	事業承継		□	□	□
６．地域への裨益について		小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献		□	□	□
(25)	地域経済への裨益			□	□
(26)	エネルギーの地産地消				□

（注意）適合する場合は、そのことを証する資料を各々添付してください。

様式第２号

環　　第　　号
令和　　年　　月　　日

申請者　　様

浜田市長　三　浦　大　紀
（環　境　課）

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合通知書

年　　月　　日付けで申請がありました浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン適合申請書の内容を精査した結果、ガイドライン第22条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインに適合していることを通知します。

又は、
標記申請のあった事業計画については、全ての適合項目と照合した結果、浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドラインには不適合であることを通知します。

その他附帯意見

別表（第22条）

浜田市太陽光発電事業及び蓄電所運用事業に関するガイドライン第22条の適合基準

			適用事業規模			
1．基本的事項について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(1)	抑制区域	事業区域に抑制区域が含まれていない。 又は、抑制区域を含むときに該当する許認可権限者との協議が済んでいる。	○	○	○	○
(2)	住民説明	地域住民等への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(3)	配慮施設	要配慮施設を管理する者への説明会等が終了した。	○	○	○	○
(4)	特措法等	「電気事業法（昭和39年法律第170号）」及び「再生可能エネルギー電気の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」に定められた基準を満たしている。	○	○	○	○
(5)	暴対法	事業者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に定める暴力団、暴力団員、暴力団員と密接な関係を有する者でない。	○	○	○	○
2．防災安全対策について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(6)	施設材料	事業施設を構成する材料の成分（鉛、カドミウム、ヒ素、セレン等）や破損時の成分流出について、国の基準を満たした安全対策がなされている。	○	○	○	○
(7)	異常気象	昨今の異常気象を考慮に入れた事業施設の耐久性や安全性について、国の基準以上の十分な検証と安全対策がなされている。		○	○	○
(8)	形質変更	「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）」に基づき、土地所有者責任を理解した上で、異常気象時への対応や地質も考慮した安全対策がなされている。		○	○	○
(9)	緊急体制	突然の事故や災害が発生したときに、即時に現場に行くことが可能で緊急対応する職員を確保し、親会社を含め責任をもって復旧対応できる体制となっている。		○	○	○
3．自然環境との共生について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(10)	景観・光害	事業施設の周辺に対しては、太陽光の反射を防ぐ植樹等の目隠しを施すと共に、周辺環境と調和するような外観や色彩にする計画となっている。	○	○	○	○
(11)	森林・植物	希少植物や保護林等の生息域を避けると共に、森林を3,000㎡（都市計画区域で非線引き区域の開発行為申請面積）以上を伐採しない計画となっている。		○	○	○
(12)	生態系	絶滅危惧種とされた動物や鳥類、爬虫類の生息域を避ける計画となっている。		○	○	○
(13)	水質・排水	雨水流出量の算出に用いる流出係数を1.0とし、豪雨時にも対応できる排水施設、調整池、沈砂池等を設けると共に、濁水や水質悪化に対しても十分に配慮された計画となっている。		○	○	○
4．生活環境の保全について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(14)	敷地管理	事業区域及びその周辺地においては、資材や廃棄物、雑草等の適正な管理及び周辺の自然環境の保全に努める計画となっている。	○	○	○	○
(15)	廃棄物	開発工事、事業活動及び事業終了において排出される廃棄物等については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理する計画となっている。	○	○	○	○
(16)	騒音・振動	事業施設は住宅から50m以上離隔すると共に、一番近い住宅で測定される騒音を40dB以下、振動を55dB以下となる計画になっている。（騒音規制法、振動規制法より）		○	○	○
(17)	低周波電磁波	事業施設から出る低周波電磁波は、「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年省令第52号）」第27条の2で示す基準（200マイクロテスラ）以下である計画となっている。		○	○	○
5．事業の管理運営について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(18)	事業名称	名称については、事業開発を行う親会社の名称を付し、最終的な責任者が分かる名称となっている。（資本に基いた関係性が理解できる名称）	○	○	○	○
(19)	親会社	親会社が変更になるときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、最終的な責任関係が分かるよう事業名称の変更を求める計画となっている。	○	○	○	○
(20)	表示と連絡先	事業区域への出入り口には、事業概要を記載した看板を設置すると共に、連絡先を明示し苦情等の対応に誠実に対応する体制が整っている。	○	○	○	○
(21)	事業変更	事業内容を変更するときは、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
(22)	積立金	事業を終了し施設等を撤去するときや会社の倒産等により事業継続が出来ないときに原状回復するために、事業資金とは別に相当額の資金を積み立てる計画となっている。		○	○	○
(23)	事業承継	事業を別の者に相続、譲渡、売却、移管等をする場合、遅滞なく関係者に報告すると共に、既存の協定や地元貢献内容等を維持していくことを約する計画となっている。		○	○	○
6．地域への裨益について			小規模	中規模	大規模	アセス規模
(24)	地域住民等への貢献	地域住民等の住民活動や日常生活に対して具体的に貢献できる内容を盛り込んだ協定について、地域住民等と締結する計画となっている。		○	○	○
(25)	地域経済への裨益	浜田市地域の経済にとって、地元雇用、事務所設置、地元事業者の活用などの地元経済への波及効果が期待できる計画となっている。			○	○
(26)	エネルギーの地産地消	事業所で発電あるいは使用する電気が、地元でも消費・活用できるようなエネルギーの地産地消となるような計画となっている。				○

行政視察レポート

令和8年6月2日(火) ～ 6月3日(水)

産業建設委員会

視察先：長崎県松浦市

今回の視察

長崎県松浦市

■ 期間 令和8年6月2日（火）～ 6月3日（水）
■ 視察先及び調査項目
⑴ 新松浦漁業協同組合 福島くるまえび養殖場（長崎県松浦市）
⑵ 株式会社ウエストジャパンフーヅ（長崎県松浦市）
⑶ 長崎県松浦市役所 ・「アジフライの聖地 松浦」推進事業について
・水産物輸出拡大施設整備事業について（現地視察）
■ 視察の目的
食を軸とした**地域ブランド戦略**、**高付加価値水産物（くるまえび養殖）**の経営実態、
高度衛生化閉鎖型施設の整備・運営、加工・販売・飲食まで含めた事業展開を学び、
浜田市の水産業振興・産業政策への示唆を得る。

新松浦漁協 福島くるまえび養殖場

事業概要と養殖サイクル（1/3）

[視察の目的]
高付加価値水産物である**くるまえび養殖**の経営実態とブランド化の取組を調査し、
浜田港長浜地区における養殖事業の可能性を検討する。

[養殖方式]
・**天然入り江を活用した築堤式養殖池**。池底は海砂を使用、定期的に砂の洗浄・底質管理を実施。
・養殖池面積**約30,000㎡（2面整備）**、生産量約**2.3kg/㎡**。
・池中央部に汚泥・排水を集める構造。**サイフォン方式**によりヘドロを除去。
・池底の砂が黒色化すると環境悪化につながるため、**白い状態を維持**することが管理の要諦。

[年間サイクル]
・6月中旬：海水を張り注水開始 → 10日～1か月かけ植物性プランクトンを発生させ水づくり。
・**7月上旬：稚エビ約110万尾を放流** ／ 約160日間飼育。
・9月下旬から間引き出荷開始 → **12月～3月が本格出荷シーズン**（お歳暮需要を含む）。

養殖場現在は、水を抜いて掃除の段階

新松浦漁協 福島くるまえび養殖場

ICT・環境対策・高水温対策（2/3）

[スマート水産業の導入]
・**酸素ファイター（高濃度酸素供給設備）とICT監視システム**を導入（設備費約1,600万円）。
・酸素濃度・水温を**5分ごとに自動測定**、スマートフォンで確認可能。
・通常は**酸素濃度7mg/L程度**を維持、危険水準に近づくと自動的に高濃度酸素を供給。

[環境・疾病対策]
・排水は池中央部へ集約、**3か所の溜桝**を経由して処理。**周辺漁業とのトラブルは発生していない。**
・高濃度酸素水供給により**水質維持・疾病予防**を実現。

[最大の課題 ＝ 高水温化]
・夏場に**水温30℃超**でビブリオ菌発生、酸欠、珪藻の大量発生・死滅による大量死リスクが高まる。
・**近年、放流時期を7月に遅らせた**ことが結果的に好成績につながった。

[体制] 常勤4名、パート3～4名、**潜水士資格保有者3名**（最大4時間に及ぶ潜水作業に対応）。

高濃度酸素供給設備の説明

新松浦漁協 福島くるまえび養殖場

投資・販売チャネル・委員会の整理（3/3）

[投資・運営コスト]
・**初期投資**：**約22億円** ／ 年間ランニング：電気代 約1,000万円 人件費 約2,100万円 飼料代 約3,000万円。
・販売額（昨年）：**約9,000万円**。**飼料費が経営上の重要要素**。

[販売戦略・ブランド化]
・販売先：**豊洲市場、地元飲食店、贈答需要、ネット販売**。
・価格：**最低 kg 6,600円程度、高値時 14,000円程度**。豊洲市場で「長生きするエビ」が高評価。
・**東京シーフードショー出展、ふるさと納税返礼品、料理教室、小中学校での食育、地域イベント**を継続。
・梱包は市場ニーズに対応し、**おがくずを使用しない方式**を採用。

[委員会としての整理]
・高付加価値水産物の生産は、**技術・経験・緻密な環境管理**の積み重ねによって支えられている。
・浜田港長浜地区は**砂地という立地条件**を有するが、導入には**高水温対策、人材育成、技術継承、**
約22億円の**初期投資の回収検証**が前提条件となる。販路・ブランド戦略まで含めた総合設計が必要。

株式会社ウエストジャパンフーヅ

企業概要と生産体制（1/3）

[企業概要]
・9月 ／ 資本金：3,600万円 ／ 従業員数：**107名**（グループ約420名）。
・事業内容：鮮設立：2012年魚の加工・冷凍・販売。売上高（2025年8月期）**47億2,700万円**。
・世界展開：**2021年より台湾・カナダ・アメリカへアジフライを輸出**。
・地域貢献：地元小中学校給食でのアジフライ提供等を実施。

[製造ライン（アジフライ）]
・製造開始から凍結完了まで**約20分の超最速工程**。1日当たり処理能力**約9万尾**。
・オートメーション殺菌・洗浄ライン、ブレッダーマシン（粉率を一定化）。
・**–40℃／8分**で凍結する**25mトンネルフリーザー**、オートチェッカー4台、金属探知機。
・**–20℃／–40℃**の冷凍倉庫を完備。
・原料保護のため**アイスシャーベット氷**を活用し魚体ダメージを軽減。

株式会社ウエストジャパンフーヅ

事業展開と浜田の水産資源への評価（2/3）

[競合との差別化]
・松浦市内では**既存飲食店とバッティングしないよう出店を控える配慮**を実施。
・福岡・東京駅八重洲口地下の店舗では「**魚屋三陽のアジフライ**」を前面に出してブランディング。

[浜田の水産資源への評価]
・「浜田は**松浦に匹敵する日本屈指の漁場と水産技術**を持つ地域」との認識。
・**どんちっちアジ・どんちっちノドグロ・どんちっちカレイ**を活かした展開に可能性。

[想定される新商品・販路]
・どんちっちアジ × 当社加工技術 ⇒ **プレミアム最高級アジフライ**。EC・ギフト需要の核へ。
・カレイ・ノドグロ・郷土料理を取り込んだ**水産加工品（メンチカツ・西京漬 等）**の共同開発。
・「水揚げ場直結・出来立てのアンテナショップ」型店舗の可能性（地域観光のデスティネーション化）。

[ブランド化での苦労] 安定供給と品質基準対応／差別化と継続品質維持の両立。

株式会社ウエストジャパンフーヅ

浜田進出に求められる支援と委員会の整理（3/3）

[先方から示された「官民一体」の3つの支援要望]
① **人材確保・雇用ミスマッチ解消**：市の就職フェア・UIターン支援、地元高校・専門学校とのマッチング機会創出。「地元水産業を盛り上げる仕事」として誇りを持てる雇用づくり。
② **観光・交通インフラとの連動**：浜田漁港周辺の観光ルートとの導線（しまね海洋館アクアス、道の駅等）、観光バス立ち寄りスポット化、官民共同の食を目的とした観光プロモーション。
③ **ふるさと納税・地域通貨との連携**：浜田産原料の新商品をふるさと納税返礼品へ迅速登録。市内店舗での飲食をクーポン・プレミアム商品券で利用可能にする等の初期認知支援。

[現場から示された受入環境のニーズ]
・漁港周辺の**船員用入浴施設、コンビニ、繁華街へのアクセス**等の整備。
・長靴等の備品の**地元調達**、社宅紹介、**フォークリフト資格**取得のしやすい環境、**多言語対応**。

[委員会としての整理]
・水産加工業は「加工・品質管理・ブランド発信・飲食・EC・雇用創出」を含む**総合事業**である。
・誘致は施設整備のみで完結せず、**地元水産業との共存共栄**を前提に、人材・物流・住環境・観光導線まで含めた**受け皿づくり**が成功の鍵となる。

長崎県松浦市

視察先概要 ― 食と歴史で磨くまちづくり

[視察先の概要]
・長崎県北端、北松浦半島の北西部に位置する水産都市。人口**19,861人**（令和8年4月末）。
・**アジの水揚げ量は全国第1位**。松浦魚市場は年間約10万トン級の日本有数の産地市場。
・歴史的には**蒙古襲来（元寇）の舞台**。豊かな自然と歴史を併せ持つ「漁業のまち」「歴史のまち」「農業のまち」「体験のまち」の**4本柱**でシビックプライドを醸成。
・**体験型修学旅行**を年間4,000人規模で受入（教育旅行の受入実績）。

[地理的特性]
・長崎市まで車で約2時間弱、福岡市まで約90分。**福岡都市圏との接近性**を生かしたシティプロモーション体制（福岡事務所）を構築している点が特徴。

「アジフライの聖地 松浦」推進事業

構想から宣言までの取り組み（1/2）

[視察の主な内容]
・**文化観光課**（教育委員会所管の文化部門を市長部局へ移管）を中心に説明を受けた。
・水産課ではなく文化観光課が主導することで、**歴史・観光・食を一体化した戦略**を構築。

[立ち上げの経緯]
・**平成30年2月** 市長選で「アジフライの聖地を目指す」を46の提案の一つに掲げ当選。
関西で食べたアジフライとの違いから、松浦アジフライの価値を再認識。
・**平成30年8月** 第1弾アジフライマップ製作（2万部・20店掲載）。
・**平成31年2月** 長崎県庁内に「アジフライデー」設置。
・**平成31年4月** 「アジフライの聖地 松浦」を正式宣言。同時に**松浦アジフライ憲章**を制定。

[推進体制] 宣言まで＝市職員主導 ／ 宣言以後＝シティプロモーションを生かして展開。

「アジフライの聖地 松浦」推進事業

アジフライ憲章と展開・効果（2/2）

[松浦アジフライ憲章（要約）]
① 松浦アジフライへの思い（こよなく愛す） ② 松浦・周辺海域で水揚げ・漁獲されたアジを使用
③ ノンフローズン又はワンフローズンで提供 ④ できるだけ揚げたてアツアツを提供
⑤ おいしさを深く追求 ⑥ おいしさを広く伝播 ⑦ アジフライの振興を通して世界平和を願う

[主な展開（宣言後）]
・**毎月第3金曜日「アジフライデー」**、学校給食での提供、アジフライ大使委嘱、商標登録（令和2年）。
・**MR松浦鉄道「アジフライの聖地 松浦」号**運行、市内5か所に石工モニュメント・看板設置。
・**アジフライ廃油をバイオ燃料化**した公用車運用（令和6年）。
・**多言語版マップ**（繁体語・ハングル）製作、LINEミニアプリ「アジフライグルメNavi」リリース。

[効果（令和5年見積もり）] **経済波及効果 約30.6億円 ／ パブリシティ効果 約4.5億円**。
[思想]「ないものねだり」ではなく「**あるものさがし**」が地域づくりの原点。

松浦市地方卸売市場（松浦魚市場）

概要と公設民営的運営（1/2）

[視察の目的]
高度衛生化閉鎖型施設、設備、EU-HACCPの取得方法・運用方法を調査し、浜田港での活用を検討する。

[市場の概要]
・**昭和54年**に松浦市が開設した地方卸売市場。大中型まき網漁業、沿岸まき網漁業、イカ釣り漁業等の集積基地。
・年間水揚げ量**10万トン前後**を誇る日本有数の産地市場。**アジの水揚げ量は全国第1位**。

[運営スキーム（公設民営的）]
・**施設は松浦市が所有・維持管理** ／ 運営は卸売業者（西日本魚市㈱）を中心とする魚市場協会。
・使用料として**水揚げ高の1000分の5**を松浦市が徴収。
・水揚げ拡大が**市の歳入確保 ⇒ さらなるインフラ投資**へ還元される**持続可能な好循環**を構築。

[取扱規模] 年間水揚げ約8万5,289トン ／ 水揚げ金額約162億円 ／ 使用料収入 年間約7,000万円。

松浦市地方卸売市場（松浦魚市場）

高度衛生化閉鎖型施設とICT・船員受入（2/2）

[高度衛生化閉鎖型施設（平成28～令和2年度 再整備）]
・陸揚げ～選別～荷捌き～冷凍～出荷まで**一連の閉鎖型施設内**で完結。鳥害・外気を遮断。
・**紫外線殺菌海水・電解水**を活用、**5段階のゾーニング**で衛生レベルを管理。**EU-HACCP取得**。
・**スラリーアイス（シャーベット氷）**と空調管理で鮮度を徹底保持。
・最新の**魚体選別機（5台）**、1tタンク自動洗浄機等で省力化と魚体取扱の向上を実現。

[ICT活用]
・荷捌き・岸壁等に**カメラ18台**設置、HACCP遵守状況を映像記録。
・タブレットによる電子帳票（清掃・洗浄・点検）。**「荷捌き情報配信サービス」**で2階入札室から船名・魚種・サイズ・箱数・重量等を確認しセリが可能。荷捌き場の混在緩和。

[船員受入環境] 事務所棟に食堂・コンビニ・**共同浴場・仮眠室**を備える（ATMは徒歩圏施設を利用）。
[課題] 海水温上昇／働き方改革に伴う長距離輸送の制約（東京まで約2日）／施設更新投資の負担。

長崎県松浦市 行政視察

委員会の考察

・松浦市の取り組み全体を通して、本委員会は水産業振興がブランド化・生産技術・加工販売・輸出対応・ 観光・雇用を一体で設計することで成果につながることを確認した。浜田市においても、水産政策を個別 施策の集合ではなく、一連の価値連鎖として再設計する視点が必要である。

・「アジフライの聖地」は、水産課ではなく文化観光課が主導し、元寇という歴史資源と組み合わせて 観光・食・文化を一体化させた点に学ぶべきものがある。素材を「分かりやすい一品」に翻訳し、アジフライ憲章のようにコンセプトとルールを共有することで、市民・事業者の参加を引き出している。
浜田市が誇る「どんちっちアジ」「ノドグロ」「カレイ」や石見神楽等の文化資源についても、 同様の翻訳・憲章型アプローチに学ぶ余地がある。「ないものねだり」ではなく「あるものさがし」。

・松浦魚市場の公設民営的な運営スキーム（市が施設所有、卸売業者中心の魚市場協会が運営、水揚げ 1000分の5を市が徴収）は、水揚げ拡大が市の歳入確保とインフラ再投資の好循環を生む構造であり、 浜田漁港の持続可能な漁港経営を検討するうえで重要な示唆を含む。EU-HACCP・高度衛生化閉鎖型施設・ICT活用は、輸出と省力化・高付加価値化を同時に進める実装例として評価できる。

・くるまえび養殖は高付加価値の好事例である一方、高水温対策、技術継承、人材育成、約22億円規模の初期投資の回収検証が不可欠であり、浜田港長浜地区での導入には慎重な検討を要する。

・株式会社ウエストジャパンフーヅからは、浜田の水産資源と地域ブランドに対する高い評価が示された。
企業誘致は工場立地のみで完結せず、人材確保、観光導線、ふるさと納税・地域通貨との連携、船員用入浴施設等の受入環境整備まで含めた受け皿づくりが必要である。あわせて、地元漁業者・仲買人・既存加工業者との共存共栄を前提に、地域全体の水産・観光活性化へつなげていくべきと考える。

令和７年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目　次

第１　監査の種類　地方自治法第 199 条第 4 項による定期監査.....1
第２　監査の対象.....1
第３　監査の着眼点.....1
第４　監査の主な実施内容.....1
第５　監査の実施場所及び日程.....1
第６　監査の結果.....2
１　市長公室.....2
２　議会事務局.....2
３　会計課.....3
４　公平委員会.....3
５　総務部.....3
(1) 総務課.....3
(2) DX 推進課（旧デジタル推進室分）.....3
(3) 防災安全課.....4
(4) 人事課.....4
(5) 行財政改革推進課.....5
(6) 財政課.....5
(7) 契約管理課.....6
６　弥栄支所.....6
(1) 防災自治課.....6
(2) 市民福祉課.....6
(3) 産業建設課.....7
７　教育委員会.....7
(1) 教育総務課（金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室を含む）.....7
(2) 学校教育課（学力向上推進室を含む）.....8
(3) スポーツ振興課（高校総体・国スポ・全スポ推進室を含む）.....9
(4) 文化振興課（神楽文化伝承室を含む）.....10
第７　総括意見.....10

令和７年度 定期監査の結果

第１　監査の種類　地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査

第２　監査の対象

監 査 対 象 部 課	
市長公室、議会事務局、会計課、公平委員会	
総務部	総務課、DX 推進課（旧デジタル推進室分）、防災安全課、人事課、行財政改革推進課、財政課、契約管理課
弥栄支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
教育委員会	教育総務課（金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室を含む）、学校教育課（学力向上推進室を含む）、スポーツ振興課（高校総体・国スポ・全スポ推進室を含む）、文化振興課（神楽文化伝承室を含む）

第３　監査の着眼点

監査に当たっては、浜田市監査委員監査基準に準拠した監査を実施し、財務に関する事務の執行を重点的に検査し、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とした。

第４　監査の主な実施内容

令和 6 年度歳入、窓口現金の取扱、現金管理方法、出張旅費等の事務手続、行政財産使用許可手続、令和 6 年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）について、抽出により関係書類を照合、監査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取した。

第５　監査の実施場所及び日程

実施場所　　浜田市監査委員事務局

日　　程　　令和７年７月 16 日から令和８年２月５日まで
（定期監査実施通知日から本監査実施最終日まで）

第 6　監査の結果

監査対象の関係書類を確認したところ、財務事務を主体とする事務執行については、おおむね適正に行われていたが、一部において、改善（指摘事項及び注意事項）や検討（意見）が必要な事項が認められた。

なお、全課に共通する意見をまとめ、第 7　総括意見に記載している。今回の監査対象課以外の課におかれても、同様の事例がないか確認し、適切な事務執行に努めていただきたい。

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として、指摘事項及び意見の改善等の措置を講じたときは、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

※指摘事項：法令（条例、規則その他の例規を含む）に違反したもの
※注意事項：指摘に至らない比較的軽易なもの
※意見：検討を要するもの

1　市長公室

①　指摘事項

ア　資金前渡口座を確認したところ、上期及び下期に発生した預金利息が、下期にまとめて収入処理されていた。

［浜田市財務規則第 64 条第 2 項］

②　注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に日付・金額の記載のないものがあった。

イ　出張復命書の旅費精算欄に日付の記載のないものがあった。

ウ　出張復命書の旅費精算欄の金額が鉛筆書きになっているものがあった。

エ　歳入が決定したとき、直ちに歳入調定書が作成されていないものがあった。

③　意見

特になし。

2　議会事務局

①　指摘事項

ア　起案書に決裁日の記入がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第 29 条］

②　注意事項

ア　出張復命書の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

イ　出張命令簿の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

ウ　契約にかかる起案書に 1 者見積りの理由が記載されていないものがあった。

③　意見

ア　政務活動費について

議会事務局では、各議員から提出された政務活動費収支報告書を確認して支払いをしている。

収支報告書の中で、必要事項の記載がないもの、計算誤りがあるもの、領収日の記載がない領収書が添付されているなど、確認が不十分なものが見受けられた。今後、収支報告書を受け付けた際には、適宜誤り等の指摘を行われたい。

3　会計課

①　指摘事項

特になし。

②　注意事項

特になし。

③　意見

特になし。

4　公平委員会

①　指摘事項

特になし。

②　注意事項

特になし。

③　意見

特になし。

5　総務部

⑴　総務課

①　指摘事項

ア　令和6年度費用弁償の一部が支払われず、令和7年度に支払われているものがあった。

［地方自治法施行令第143条第1項］

イ　起案書に決裁日の記入がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第29条］

②　注意事項

ア　出張命令簿の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

イ　出張復命書に出張者の押印がないものがあった。

ウ　歳入が決定したとき、直ちに歳入調定書が作成されていないものがあった。

③　意見

特になし。

⑵　DX推進課（旧デジタル推進室分）

①　指摘事項

ア　起案書の訂正箇所に押印せずに鉛筆で訂正されているものがあった。

［浜田市事務処理規則第23条］

② 注意事項

ア 歳入が決定したとき、直ちに歳入調定書が作成されていないものがあった。

イ 起案書に文書分類表に基づく文書分類コードの記入がないものがあった。

③ 意見

特になし。

⑶ 防災安全課

① 指摘事項

ア 前渡資金出納簿が作成されていなかった。

［浜田市財務規則第 63 条］

イ 受付印の押印がない文書があった。また、受付印の押印はされているが、文書番号の記載がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第 19 条］

ウ 起案書の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

［浜田市事務処理規則第 23 条］

エ 起案書に決裁日の記入がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第 29 条］

② 注意事項

ア 出張命令簿に出張者の押印がないものがあった。

イ 出張命令簿、出張復命書が鉛筆で記載されているものがあった。

ウ 郵便切手類受払簿は作成されていたが、切手の残枚数を複数名でチェックする体制となっていなかった。

③ 意見

ア 備蓄物資について

災害の中でも最大避難者が予想される地震・津波被害にあわせ、12,000 人分の 3 食分（1 日分）の備蓄ができており、ベッドなどの備品に近いものは、状態を確認して、国の補助金を活用して買い揃えるように計画されている。今後は、備蓄物資の分散保管や賞味期限前の有効活用、災害時のドローンの活用など、様々な課題に鋭意取り組まれたい。

⑷ 人事課

① 指摘事項

ア 受付印の押印がない書類があった。

［浜田市事務処理規則第 19 条］

② 注意事項

ア 起案書の施行記号番号欄に文書番号の記載はあるが文書記号の記載がないものがあった。

イ 歳入調定書に前年度職員が押印しているものがあった。

ウ 起案用紙に文書分類表に基づく文書分類コードの記入がないものがあった。

③　意見

ア　特殊勤務手当について

特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その勤務の特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給するものである。

社会情勢が変化する中、職員が従事しなければならない特殊な勤務も変化しており、近年では「鳥獣等対応業務従事手当」が新設されている。

今後も、現状に沿った特殊勤務手当の再編と、職員のモチベーションにつながる手当の導入を検討されたい。

⑸　行財政改革推進課

①　指摘事項

特になし。

②　注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　出張復命書の旅費精算欄に日付と金額の記載のないものがあった。

ウ　出張命令簿、出張復命書の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

③　意見

ア　浜田市第2期公共施設再配置実施計画について

令和 6 年度末の将来更新投資額の削減実績累計額（ハコモノ）は、88 億3,800 万円となっており、40 年間（2014～2053 年）に必要な更新投資額は年平均で約 61.3 億円（ハコモノ 27.1 億円、インフラ 34.2 億円）と試算されている。これに対し、健全な財政運営を維持しながら捻出できる投資可能額は年平均約 34 億円に留まっており、必要額が可能額の約 2 倍に達するという大きな乖離がある。この問題を解決するため、更新投資額（整備費）の約 5 割削減を目指し、「総資産量の適正化」、「長寿命化等の推進」、「民間活力の有効活用」の 3 つの柱を方針として取り組んでいる。こうした方針のもと、計画実施に当たっては、次世代への負担軽減や将来の人口構造の変化に合わせた必要な機能に集中投資できるよう努力されたい。

イ　本庁舎の長期使用について

浜田市役所本庁舎は、県内8市のうち2番目に古い昭和55年竣工である。令和 8 年度に本庁舎長寿命化計画を策定し、現在の本庁舎を長期間使用していくことを検討しているところだが、修繕や予防修繕の優先度を決め、計画的・効率的に取り組まれたい。

⑹　財政課

①　指摘事項

ア　郵便切手類受払簿が作成されていなかった。
［浜田市財務規則第 140 条］

② 注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　出張復命書の旅費精算欄に日付と金額の記載のないものがあった。

③ 意見

特になし。

⑺ 契約管理課

① 指摘事項

ア　各課から依頼される契約関係の起案書に、契約管理課の起案者が記入すべき決裁日の記入漏れが散見された。
［浜田市事務処理規則第 29 条］

② 注意事項

特になし。

③ 意見

特になし。

6 弥栄支所

⑴ 防災自治課

① 指摘事項

ア　起案書に決裁日の記入がないものがあった。
［浜田市事務処理規則第 29 条］

② 注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　郵便切手類受払簿は作成されていたが、切手の残枚数を複数名でチェックする体制となっていなかった。

③ 意見

特になし。

⑵ 市民福祉課

① 指摘事項

特になし。

② 注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　出張復命書の旅費精算欄に日付と金額の記載のないものがあった。

③ 意見

特になし。

⑶　産業建設課

①　指摘事項

ア　前渡資金出納簿が作成されていなかった。

［浜田市財務規則第 63 条］

イ　実践研修生滞在施設使用料について、10 円未満切り捨てとすべきところを、100 円未満切り捨てとしていた。

［浜田市行政財産使用料条例第 3 条第 3 項］

②　注意事項

ア　出張復命書の旅費精算欄に日付の記載のないものがあった。

③　意見

ア　浜田市ふるさと体験村施設について

浜田市ふるさと体験村施設は、令和 5 年 4 月に営業を再開した。再開後は黒字を維持しているが、利用料金収入は計画を下回っており、利用者数の確保が課題となっている。今後は、どぶろく事業の再開や体験交流事業の拡充等を計画しているところだが、施設の持続的な管理・運営を確保するため、指定管理者と連携しながら、利用者数増加に向けた取り組みを着実に推進されたい。

7　教育委員会

⑴　教育総務課（金城分室、旭分室、弥栄分室、三隅分室を含む）

①　指摘事項

ア　前渡資金出納簿が作成されていなかった。

［浜田市財務規則第 63 条］

イ　起案書に決裁日の記入がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第 29 条］

②　注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　郵便切手類受払簿は作成されていたが、切手の残枚数を複数名でチェックする体制となっていなかった。

ウ　教育長交際費支出命令票の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

③　意見

ア　浜田市立小中学校統合再編計画について

本市の児童生徒数は、平成 24 年度に 4,295 人（小学校 2,855 人、中学校 1,440 人）であったものが、令和 6 年度には 3,498 人（小学校 2,279 人、中学校 1,219 人）となり、平成 24 年度と比較して、797 人（18.6%）の減少となっている。また、令和 13 年度には 2,664 人（小学校 1,592 人、中学校 1,072 人）となることが予想されている。教育環境の整備は最重要課題の一つであり、施設の老朽化が進み、大規模修繕等が必要な学校も増えてくるため、新たな学校統合計画の策定に早期に着手するよう検討されたい。

イ　図書館の利用者数について

全館の来館者数は令和5年度と比較して、1,888人（1.2%）減少、利用者数は390人（0.5%）増加し、利用者数は約75,000人で推移している。人口減少や若者の本離れなどにより、限られた利用者へのサービスとなっていると分析される。今後も、魅力ある開かれた図書館を目指し、利用者数増加に向けた更なる取り組みを検討されたい。

⑵　学校教育課（学力向上推進室を含む）

①　指摘事項

ア　出張復命書が帰庁後1週間以上経過して作成されているものがあった。

［浜田市職員服務規程第18条第3項］

イ　県からの交付決定通知書等に受付印の押印がなく、文書番号の記入がないものがあった。

［浜田市教育委員会事務処理規則第12条］

ウ　決裁権者までの決裁を受けていない起案があった。

［浜田市教育委員会事務処理規則第18条、浜田市事務処理規則第24条］

エ　起案書に必要な関係課への合議を受けていないものがあった。

［浜田市教育委員会事務処理規則第18条、浜田市事務処理規則第25条第1項］

オ　起案書に決裁日の記入がないものがあった。

［浜田市教育委員会事務処理規則第18条、浜田市事務処理規則第29条］

カ　補助金交付申請日が適切でないものがあった。

［浜田市補助金等交付規則第4条、浜田市補助金等交付規則運用基準第3条第1項］

キ　補助金交付における概算払いの理由が適切でないものがあった。

［浜田市補助金等交付規則第13条第1項、浜田市補助金等交付規則運用基準第7条第1項］

ク　学校への資金前渡について、資金前渡をすることができる限度額によることなく、各学校へ年2回又は一括での支払いがされていた。

［浜田市財務規則第62条］

②　注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　出張命令簿の訂正箇所に押印せずに訂正されているものがあった。

ウ　出張復命書の旅費精算欄に日付と金額の記載のないものがあった。

エ　出張復命書の訂正箇所に押印せずに付箋に記載し訂正されているものがあった。

オ　歳入が決定したとき、直ちに歳入調定書が作成されていないものがあった。

カ　歳出額が変更になったとき、直ちに支出負担行為伺書（減）が作成されていないものがあった。

キ　補助事業等実績報告書に領収日の記載がない領収書が添付されているものがあった。

ク　起案書の施行記号番号欄に文書番号の記載はあるが文書記号の記載がないものがあった。

ケ　起案用紙に文書分類表に基づく文書分類コードの記入がなく、また、年度の記載が誤っているものがあった。

③　意見

ア　学校支援員配置事業について

教員の負担を軽減し、教員が本来の教育活動に集中できるようにするため、学校支援員、スクール・サポート・スタッフ、部活動地域指導者等の配置がされている。本事業に対しては国や県から補助金が交付されているものの、その金額は現場が必要とする時間数には十分でない状況にある。また、国や県から次年度補助金の内容が示される時期も市の予算要求時期に間に合っておらず、次年度の事業計画を立てるにあたり支障をきたしている。今後、市は国や県に更なる財源確保策を求めるとともに、早期に次年度補助金の概要を提示されるよう要請されたい。

イ　学校への資金前渡について

浜田市財務規則第 62 条（資金前渡の限度額）に「常時支払をする経費にあっては 3 月分の予定額」と規定されているにもかかわらず、各学校へは資金前渡の限度額によることなく年 2 回又は一括で支払いがされている。財政課等と協議し、適切な事務処理を検討されたい。

⑶　スポーツ振興課（高校総体・国スポ・全スポ推進室を含む）

①　指摘事項

ア　支払完了後、前渡資金の精算を速やかに行っていないものがあった。

［浜田市財務規則第 65 条第 1 項］

イ　補助事業等の完了後 2 週間以内に実績報告書が提出されていないものがあった。

［浜田市補助金等交付規則第 11 条、浜田市補助金等交付規則運用基準第 5 条］

ウ　浜田市弥栄運動広場施設について、使用許可申請書の受付が規定された期日より前のものがあった。

［浜田市弥栄運動広場施設条例施行規則第 2 条第 2 項］

エ　浜田市フットサルやさか競技場について、規定の使用許可申請書が提出されていないものがあった。

［浜田市フットサルやさか競技場条例施行規則第 2 条第 1 項］

②　注意事項

ア　所管施設で 1 か月程度、利用者からの収入金が保管されていた。

イ　事務局となっている団体の公印が、施錠できる場所に保管されていなかった。

ウ　契約にかかる起案書に1者見積りにした根拠条文が記載されていないものがあった。

③　意見

ア　スポーツ施設の改修等について

老朽化に伴うスポーツ施設の改修等について、令和4年6月に浜田市社会教育施設長寿命化計画を策定しているが、予算の確保が難しいことや、計画外の突発的な修繕等によって、計画より遅延している状況にある。財政面等の課題があることは理解するが、市民の安全確保や費用抑制を図るため、可能な限り計画に沿った形で改修等が進められるよう、優先順位を明確にしたうえで対応されたい。

⑷　文化振興課（神楽文化伝承室を含む）

①　指摘事項

ア　国からの交付決定通知書に受付印の押印がないものがあった。

［浜田市事務処理規則第19条］

②　注意事項

ア　出張命令簿の精算欄に精算日と精算金額の記載のないものがあった。

イ　出張復命書の旅費精算欄に日付と金額の記載のないものがあった。

ウ　歳入が決定したとき、直ちに歳入調定書が作成されていないものがあった。

エ　所管施設で1か月程度、利用者からの収入金が保管されていた。

③　意見

ア　浜田市教育文化振興事業団について

各施設では様々なサービス向上の取り組みを行っており、利用者数や収入額がコロナ禍以前の水準に回復している傾向が見られる。一方で、施設の老朽化により、多額の修繕費を費やしている状況がある。今後は、効果的な情報発信を更に工夫し、魅力的な企画を増やすことで、利用者数の増加を重点的に検討されたい。また、市民にとって愛着のある施設であり続けるため、所管課として、事業団の活動を更に積極的に支援されたい。

第7　総括意見

1　郵便切手の管理について

各課で保管する郵便切手については、浜田市財務規則第140条の規定により、物品取扱主任は、郵便切手類受払簿を備え記入して管理することとなっている。郵便切手は、現金と同等に保管することが適切であり、基本的に鍵付きの保管庫で保管し、使用の経過が分かる受払簿に記入の上、使用者とは別に確認者が随時残枚数を確認するよう統一した取扱いをされたい。

2　資金前渡について

前渡資金出納簿が作成されていない課が複数あった。浜田市財務規則第63条に基づき前渡資金出納簿を作成し、管理するように改善されたい。なお、令和3年度から

郵便切手の購入・管理を各課で行うように変更されており、資金前渡を受けて切手を購入する課も増えているため、規則に基づき、処理されるよう徹底されたい。

3　公金の取扱い及び公金の管理について

収入金の取扱いについて、特に所管施設等においては、収入金を 1 か月程度金庫に保管し、その後入金処理を行っている事案があるが、現金の受け取り後は速やかに収入処理するよう努めるとともに、公金の安全な保管・管理を十分に確保するよう、日常的な複数体制での確認や所管課による定期的な確認を実施するなど、引き続き適正な管理に努められたい。

4　補助金の事務処理について

補助金交付申請書や実績報告書等において、交付申請日や実績報告日が適切でないものが一部見受けられた。該当する規則、要綱、浜田市補助金等交付規則及び浜田市補助金等交付規則運用基準等に基づいた適切な事務処理となるよう、提出書類の内容を十分に審査するとともに、補助金交付団体に対して規則等の遵守を指導されたい。

5　出張（旅費）の事務処理について

出張命令簿と出張復命書において、精算欄等が未記入のものが散見された。庶務担当あるいは係長、課長の複数体制でチェックをするよう努められたい。また、出張復命書の作成が遅いものが一部見受けられた。人事課作成の「旅費の手引き」等を参照の上、適正な事務処理が行われるよう努められたい。

6　起案書の決裁日の記入漏れについて

決裁後の起案書において、決裁日が未記入のものが一部見受けられた。浜田市事務処理規則第 29 条の規定により、起案者は、決裁完了後に決裁日を記入することとなっている。規則に基づき、決裁日の記入を徹底されたい。

7　起案書の訂正について

起案書において、訂正箇所に押印せずに訂正されているものが一部見受けられた。浜田市事務処理規則第 23 条の規定により、起案書の訂正は、朱書きにより行い、訂正者は訂正箇所に押印することとなっている。規則に基づき、起案書を訂正する際には、訂正箇所に押印されたい。

8　受付印の押印について

収受した文書において、受付印の押印のないものが一部見受けられた。浜田市事務処理規則第 19 条の規定により、文書取扱主任は、文書の余白に収受印を押印することとなっている。規則に基づき、受付印の押印を徹底されたい。

9　庁内ホームページの運用について

職員間の情報共有と業務効率化を図るため、庁内ホームページが設置されている。庁内ホームページは、庁内掲示板、共有ファイル、FAQ ナレッジシステム、スケジュール管理等の様々な機能を有している。

現在、多くの情報が庁内ホームページに掲載されているものの、内容が更新されていないものが複数見受けられる。また、情報が共有ファイルや FAQ ナレッジシステムに掲載されるなどバラバラの運用になっており、職員が必要な情報を速やかに正確に入手できない状況にある。

職員間の情報共有と業務効率化がより一層図られるように、各課においては適宜情報を更新し、職員が必要な情報を速やかに正確に入手できるよう、庁内ホームページ運用の改善を図られたい。

陳情審査結果等報告書

※議員ごとの賛否と反対理由はこちらをクリックしてください（該当ページへ移動）

（令和8年6月定例会議審査分）

受付年月日	番号	件　　名	陳　情　者	付託委員会	付託年月日	審査年月日	審査結果等	備考
R8.3.16	5	浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について（願意③,④　議会運営委員会付託分）	島根県浜田市金城町 北浦智世	議会運営委員会	R8.6.18	R8.6.24	賛成なし 不採択	
R8.3.16	6	浜田市議会議員定数および定例会の開催変更に関する陳情について（願意①,②　議員定数等議会活性化特別委員会付託分）	島根県浜田市金城町 北浦智世	議員定数等議会活性化特別委員会	R8.6.18	R8.6.25	賛成なし 不採択	
R8.5.21	7	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情について	浜田市竹迫町 学校教育の中立性と透明性を守る島根県民の会 山形　隆真 前参議院議員 浜田　聡	文教厚生委員会	R8.6.18	R8.6.29	賛成全員 採択	

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見	対応経過及び結果
～議員は市職員や市民の王様なのですか？～ 先日、市役所で手続きをしていたところ、大声を出して要求している議員を見かけました。私は心臓が悪いため、大変驚きました。議員だからこそ何をしても良いといった態度は納得できません。また、ある動画サイトで福祉の団体さんと議員が意見交換をしている動画を見ると、一部の議員を中心に高圧的な質問を繰り返しているほか、団体さんが話している間も他の議員と雑談する姿が映っており、まさにいじめそのものだと感じました。 私の友人の子（大学生）が浜田市を目指していると聞いたので、「絶対やめとけ」と言っておきました。 すごいからこそ、勝ってかぶとの緒を締めてほしいです。	【議会運営委員会】 議会内外における議員の発言や態度についてのご指摘を、真摯に受け止めさせていただきます。 浜田市議会では、議員一人ひとりが高い倫理観と責任を自覚し、市民の負託に応える議会活動を確保するため、令和8年3月に「浜田市議会議員政治倫理条例」の一部を改正し、「市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為をしないこと」などを明文化しました。 さらに、どのような行為が条例違反に該当するかを具体的に示した「逐条解説」を作成し、全議員で共通の認識を持つことで、自己規律と自浄作用を促しています。 その上で、議員一人ひとりが質疑の質や発言のわかりやすさの向上に努め、市民の皆様の期待に応えられる議会であるよう、努めてまいります。
なぜ、委員会や質問は市役所の方を問い詰める場所になっているのですか？友人から、「浜田市議会がヤバイ」と言われてYouTubeを見ました。悪口やひぼう中傷を平気でする議員を切りこみ隊長や正義の味方といっていて、完全にヤバイと思いました。やっていることがマスコミと同じレベルだと思います。市役所の方がかわいそうです。	
現在の市議会はどうなっているのですか。 みるにたえません。 もっと市民の側に立っての議ろんをして下さい。 同じことばっかりではずかしいです。	
なぜ、議員が浜田市社会福祉協議会をまるで悪の組織かのように批判し、議会という公の場で中傷を続けるのか理由を教えてください。批判するよりも、どうしたら良いかを社会福祉協議会の人に聞いて調査し、提案するのがあなたたちの仕事じゃないのですか？	
予算決算委員会の様子をYouTubeで見ました。市とのやり取りを見る限り、本当に市とすり合わせしたの？や、これを聞くことを市に伝えていたの？というような議員さんが2～3名おられます。ちゃんと伝えていたのですか？ 聞いていないのに、思った答えが返ってこなくて声を荒げたりするのは汚いです。そして、みんなの税金と時間のムダです。	
森谷氏と足立氏が議員になられてから、議会が活発化しているように感じます。市民に対して、質問が深堀されていて、興味を引き付けられます。	
市民にわかりやすい発言力森谷議員。分かりやすいのが一番です。	

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見	対応経過及び結果
浜田市の小学校に子どもが通っておりまして、給食のことで質問です。議会で自然塩の請願が採択されましたが、その後、学校給食に自然塩がどのくらいの割合で使われるようになったのか知りたいです。子ども達の毎日の給食がよりミネラルたっぷりな自然塩が使われ、健康増進していくよう願います。 小1の子をもつ母	【文教厚生委員会】 お子さまの健やかな成長と健康を願うお気持ちを大切に受け止めております。 自然塩という呼称は現在使用されていないため、定義が難しいですが、現在浜田市では精製塩は使用しておりません。学校給食で使用する食材や調味料については、安全性や栄養面、品質、調理への適性などを総合的に考慮して選定しております。また、ミネラルなどの栄養素は他の食材を含めた給食全体で計算し、必要な量が摂取できるようにしております。 今後も子どもたちに安心でおいしい給食を提供できるよう、議会も行政とともに努めてまいります。
執行部への問いかけをお願いします。　ごみ収集について。ペットプラは、基本的に洗って専用のペットプラごみ袋へ入れて出すのが原則ですが、よごれていれば、燃えるごみ袋にいれてだせば、とってもらえることとなっています。ちなみに江津市の知人は、洗うことなく、燃えるごみで出しているそうです。　そもそもペットプラをリサイクルされておられるのか疑念を感じます。まじめに、ペットプラを洗って出している行為が無意味であるならば、ペットプラ用のごみ袋は廃止して、燃えるごみ袋の中にペットプラを出すこととされたらいかがでしょうか。	【文教厚生委員会】 このたびは、ごみの分別について貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございます。 「ペットボトルを洗って資源ごみに出す意味があるのか」という疑問は、多くの方が感じられることだと思います。 浜田市では、国の方針に基づき、リサイクルできるものは資源ごみとして分別をお願いしています。きれいなペットボトルは資源として再利用しやすく、ごみの減量にもつながります。 一方で、洗浄やラベル・キャップの取り外し、水色の袋で出すことが負担になっていることも理解しています。汚れが落ちにくいものや、分別が難しいものは、燃えるごみとして出していただくこともできます。 無理のない範囲で、資源ごみの分別にご協力いただければ幸いです。 いただいたご意見は、今後、より分かりやすい周知につなげてまいります。ありがとうございました。
議員定数を早急に減らして他の自治体と同じレベルにしてください。過去の話や自論を延々と繰り返す議員や、特定の団体を敵視する質問ばかりする議員、市長が答えると急にトーンダウンする議員ばかりでうんざりします。はっきり言って、選びたくなくても定数が多すぎて勝手に選ばれてしまうので議員定数の削減を強く要望します。	【議員定数等議会活性化特別委員会】 1 議員の態度や資質について 議会や委員会の場における議員の発言や態度について、市民の皆様に不快な思いをさせているという指摘を真摯に受け止めます。 浜田市議会では、議員が高い倫理観と責任を自覚するため、令和8年3月に「浜田市議会議員政治倫理条例」を改正しました。品位や名誉を損なう行為、各種ハラスメントの禁止などを新たに規定し、具体例を示す「逐条解説」も作成しました。 今後も自己規律と自浄作用を促し、倫理基準の遵守を徹底します。 2 議員定数について 次期改選期における議員定数の適正化について、現在、議員定数等議会活性化特別委員会で検討しています。定数は市民の声を市政に反映させる重要な基盤です。他市の状況等も比較して議論を深め、令和9年頃を目途に一定の方向性を示す予定です。

ぎかいポストに寄せられた意見等対応報告

意見	対応経過及び結果
議会だよりについてです。議会一般質問の動画視聴再生回数が多い議員の上位ベスト5を記事にとりいれられればより市民の読者が関心をもち、かつ議員の活動にも影響をあたえるものと感じます。	【議長】 「はまだ議会だより」の紙面構成や新たな企画については、市民の皆様に議会の活動を分かりやすく関心を持っていただけるように、議会広報広聴委員会において常に協議を重ねております。 今回お寄せいただいたご意見については、同委員会でしっかりと共有し、今後の紙面づくりや広報活動のあり方を検討していく上での参考とさせていただきます。
この前来たとき、この紙がありませんでした。そして返事をわかるように張って下さい。何もわかりません。	【議長】 ぎかいポストの専用用紙が切れており、ご不便をおかけしましたことをお詫びします。議会広報広聴委員会及び議会事務局で、定期的な確認と補充をより一層徹底してまいります。 また、「返事をわかるように張ってほしい」とのご要望について、ぎかいポストなどに寄せられた皆様からのご意見に対する回答は、市議会ホームページや、はまだ議会だよりを通じてお返しする運用としておりますが、今回お寄せいただいたご意見についても、同委員会で検討させていただきます。

地域井戸端会

お礼と回答

浜田市議会主催の地域井戸端会にご参加いただきありがとうございました。
28 の会場で、延べ 195 人の市民の皆さまの意見を伺うことができました。
ご意見に対し、総括を以下のとおりお知らせします。

【いただいた意見への回答　：　テーマについて】

総務委員会

テーマ「防災と避難行動計画」

総務委員会では、現在調査研究を進めている「防災と避難行動計画」についてご意見を伺ったところ、各地域における自主防災組織の活動状況や実際の避難行動における課題、市の防災対策に対する様々なご意見やアイデア等をいただき、大変参考になりました。

各地域では、避難訓練の実施や要支援者の見守りなど様々な取組が行われている一方で、組織の高齢化や担い手不足、訓練のマンネリ化といった課題があることを確認しました。また、避難所の環境整備（段ボールベッドの配備や空調設備、スロープ等）や避難所自体の安全性に関する不安、携帯電話の電波状況を含めた迅速な情報伝達手段の確保について、多くのご指摘をいただきました。さらに、過疎地域など地域の実情に応じた避難計画の必要性や、マイ・タイムラインの普及、ハザードマップの活用促進、デジタルツールを用いた情報共有など、参考にさせていただけるようなご提案もありました。

今回いただいた多くのご意見を踏まえ、委員会として、市民の皆様が安全に避難でき、安心して過ごせる防災体制の構築に向けて協議を重ね、より実効性のある防災対策となるよう市に働きかけてまいります。

文教厚生委員会

テーマ「子どもや高齢者の暮らしの困りごと」

地域井戸端会では、子どもや高齢者の暮らしに関する多くのご意見をいただきました。特に高齢者の移動手段については、免許返納後の通院や買い物への不安、バス停までの移動、敬老乗車券やあいのりタクシーなどの利用しにくさが課題として挙げられました。子どもに関しては、少子化による遊びや学びの機会の減少、学校統廃合や部活動地域移行への不安、放課後の居場所づくりを求める声がありました。また、高齢者の見守りや相談体制、医療・介護人材の確保なども重要な課題として受け止め、今後の委員会活動につなげてまいります。

産業建設委員会

テーマ「100 年先に残したい浜田の食」

ボベ飯、鯖のいり焼き、おまん寿司、鯖寿司、角ずし、みりん干し、赤天、フキ、タケノコ、米、いちじく、ぶどう、手作り味噌、鮎、うなぎなど、浜田の海・山・川の恵みに支えられた多くの食が挙げられました。

多くの郷土食や地域産品が挙げられた一方で、それらを支える生産現場や担い手、自然環境を守らなければ、将来へ継承していくことは難しいという意見が出されました。産業建設委員会としては、浜田の食を守ることは、海・山・川の資源を守ることでもあると受け止めています。今後も、海や山に関する事業をはじめ、地域の産業基盤を支える取組に力を入れ、浜田の食文化が 100 年先にも続くよう取り組んでまいります。

地域井戸端会

お礼と回答

浜田市議会主催の地域井戸端会にご参加いただきありがとうございました。
28 の会場で、延べ 195 人の市民の皆さまの意見を伺うことができました。
ご意見に対し、総括を以下のとおりお知らせします。

【いただいた意見への回答　：　自由意見について】

総務委員会

地域井戸端会では、様々なご意見やご提案をいただき、誠にありがとうございました。

携帯電話の不感地域の解消や防災行政無線の屋外スピーカーの適切な配置、防犯カメラの増設と管理・運用の明確化、市のホームページの見やすさ改善や LINE を活用した緊急情報の通報システムの構築など、安心安全な暮らしや情報発信に関するご意見をいただき、これらは市民生活や市政運営にとって重要なことです。

また、地域支え合い支援事業の要件緩和やまちづくり総合交付金の継続といった地域活動への支援、空き家対策と移住定住の促進、買い物支援や利用者へのタクシー助成・ライドシェアの検討など地域交通・生活支援に関するご要望もいただきました。そのほか、若手市職員の早期退職への懸念や職員間の情報共有の徹底、老朽化施設の今後のあり方、廃校を活用した不登校児童への体験プログラムの推進、市長直行便の取扱いや議会の請願ルールの整備など、各地区から幅広く具体的な意見や提案が出されました。

今回いただいた多岐にわたるご意見につきましては、総務委員会として真摯に受け止め、関係各署へ働きかけるとともに、今後の議会活動や市政への提言にしっかりと反映させてまいります。

文教厚生委員会

自由意見では、空き家活用や観光・地域資源の活用、歴史・文化の継承、学校教育や地域との連携、若者の定住につながる雇用づくりなど、地域の将来に向けた提案を多くいただきました。また、ごみや自治会運営、草刈りなど日常生活に関わる課題も寄せられました。文教厚生委員会の所管外の内容についても、関係部署や他委員会と共有し、市民の声を市政へつなげてまいります。

産業建設委員会

道路整備や支障木対策等の生活基盤に関すること、観光資源の活用、農林水産業の振興、地域活性化及び人口減少対策に関することなど、多岐にわたるご意見をいただきました。これらはいずれも、浜田市の将来に深く関わる重要な課題であると認識しております。産業建設委員会としては、インフラの維持管理と地域産業の振興、観光を通じた交流の拡大を大切な柱とし、引き続き調査・検討を進め、将来にわたり持続可能な浜田市の実現を目指すよう執行部に求めてまいります。